

同時発表

愛媛番町記者クラブ（四国地方整備局）

あかがねクラブ（新居浜港務局）

令和 5 年 9 月 8 日

四国地方整備局

松山港湾・空港整備事務所

## 「新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画」が策定されました ～改正港湾法施行後、四国初の計画となります～

港湾法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、今般、愛媛県の重要港湾である新居浜港、東予港(東港地区)を対象として「新居浜港カーボンニュートラルポート推進協議会」(事務局:新居浜港務局)が検討を進めた「新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画」が策定されました。

本計画は、令和 4 年 12 月の改正港湾法施行後、四国初の港湾脱炭素化推進計画となります。

今後も新居浜港、東予港(東港地区)における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等に向けて、港湾管理者、並びに港湾関連事業者が連携し、本計画の取組が推進されるよう、四国地方整備局としても支援してまいります。

### 1. 新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画の策定目的

港湾を脱炭素の拠点とするため、水素・アンモニア等の受入環境整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、臨海部産業との連携等の取組を定め、カーボンニュートラルポート（GNP）の形成を推進

### 2. 取組方針

- ①LNG の普及拡大
- ②水素・アンモニア・バイオマス等の利用拡大と受入環境整備
- ③火力発電所等における低・脱炭素化の取組の推進
- ④船舶における低・脱炭素化
- ⑤荷役機械・車両の低・脱炭素化
- ⑥水素ステーションの導入
- ⑦陸上電源の導入
- ⑧港湾工事の低・脱炭素化等

### 3. 公表資料

新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画

同 概要版

URL : <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kouwan/r5datutannso-keikaku1.html>

#### 【問い合わせ先】

&lt;新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画の内容に関すること&gt;

新居浜港務局 港湾課長 山下<sup>やました</sup>武<sup>たける</sup> TEL : 0897-65-1350(直通)

&lt;本プレスリリースに関すること&gt;

四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 企画調整課長 清家<sup>せいけ</sup>清<sup>きよし</sup> TEL : 089-951-0162(直通)